

事業報告書  
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 信合会  
①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡時津町浦郷272番地1

(3) 設立認可年月日 平成25年 9月13日

(4) 設立登記年月日 平成25年 9月27日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 信合会 さとう歯科	長崎県西彼杵郡時津町浦郷 272番地1	一般病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 無  
(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 無  
(4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項

令和4年9月 9日 令和3年度決算の決定、理事及び監事の任期満了に伴う選任の承認

法人名 医療法人 信合会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡時津町浦郷272番地1

貸借対照表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	46,975	I 流動負債	4,175
II 固定資産	37,554	II 固定負債	0
1 有形固定資産	37,304	負債合計	4,175
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	250	科目	金額
		I 資本剰余金	
		II 利益積立金	80,354
		1 代替基金	8,000
		2 その他利益積立金	72,354
		III 評価・換算差額等	
		IV 基金	
		純資産合計	80,354
資産合計	84,529	負債・純資産合計	84,529

法人名 医療法人 信合会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡時津町浦郷272番地1

損 益 計 算 書  
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	66,277
2 事業費用	54,730
本来業務事業利益	11,547
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	11,547
II 事業外収益	1,490
III 事業外費用	55
經常利益	12,982
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	12,982
法人税等	2,549
当期純利益	10,433

法人名 医療法人 信合会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡時津町浦郷272番地1

財 産 目 録  
(令和5年7月31日現在)

1. 資 産 額	84,529 千円
2. 負 債 額	4,175 千円
3. 純 資 産 額	80,354 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	46,975
B 固 定 資 産	37,554
C 資 産 合 計 (A+B)	84,529
D 負 債 合 計	4,175
E 純 資 産 (C-D)	80,354

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

# 監事監査報告書

医療法人 信合会

理事長 佐藤 恭次 殿

私は、医療法人 信合会の令和4年会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和5年9月 8 日

医療法人 信合会

監事 吉田 スエ